

研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（抄）

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第四条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七条を削り、第八条を第七条とする。

別表中「第八条」を「第七条」に改める。

附 則

この政令は、平成十八年七月一日から施行する。